

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## フェムテック (FemTech)

Female(女性)とTechnology(技術)を組み合わせた造語。女性特有の健康問題などをテクノロジーで解決する商品やサービスのことで、世界的に注目されている。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

5/17(月) 先負 特別農業所得者の承認申請
18(火) 仏滅
19(水) 大安
20(木) 赤口 ゴルフ・全米プロ選手権(～23日)
21(金) 先勝 小満
22(土) 友引
23(日) 先負

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/10(月)	29,518 △160	108.91 △0.23
11(火)	28,609 ▼909	108.94 ▼0.03
12(水)	28,148 ▼461	108.79 △0.15
13(木)	27,448 ▼700	109.66 ▼0.87
14(金)	28,084 △636	109.38 △0.28

## 中小企業向け「所得拡大促進税制」の見直し

所得拡大促進税制は、中小企業者等が国内雇用者に対する給与等支給額を増加させた場合に、増加額の一定割合を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。令和3年度税制改正において、賃上げだけでなく雇用を増加させる企業を支援するために要件が見直され、適用期限が2年間延長されました。

## ◆改正は本年4月以後開始事業年度から適用

改正前の適用要件では、継続雇用者(前年度から適用年度までの全ての月分で給与等の支給を受けている一定の国内雇用者)に対する給与等支給額の増加率で判定しますが、本年4月以後に開始する事業年度(個人は令和4年)から次のようになります。

◎通常の適用要件……全ての国内雇用者に対する給与等支給額(以下、雇用者給与等支給額)が前年度と比較して1.5%以上増加していることが要件となります。なお、雇用調整助成金等がある場合、給与等支給額から控除しないで判定します。

◎税額控除額……雇用者給与等支給額について、前年度からの増加額の15%(上乗せ措置の要件を満たす場合は25%)を税額控除します。ただし、法人税額(個人は所得税額)の20%が上限となります。なお、税額控除額を計算する際は給与等支給額から雇用調整助成金等を控除します。

◎上乗せ措置……雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加しており、かつ、①教育訓練費が前年度比10%以上増加している、又は②中小企業等経営強化法に基づく計画の認定を受けて、経営力向上が確実に行われていること、のいずれかを満たす場合に税額控除率が10%上乗せ(25%)になります。

## ■この記事の詳細は、情報BOX201518

## 令和3年度の労働保険の年度更新は

労働保険(労災保険、雇用保険)の年度更新は毎年、前年度の確定保険料と新年度の概算保険料を併せて申告・納付する手続きです。

令和3年度の年度更新期間は6月1日から7月12日までとなり、労災保険率・雇用保険率ともに改定はありません(申告書は5月末頃届きます)。

なお、申告書の提出は都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、又は電子申請でも行えます(資本金等1億円超の法人などは電子申請が義務)。また、令和3年度から1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできる「GビズID」を利用した電子申請が行えるようになりました(この場合、電子証明書の取得は不要)。

## コロナ対応休業支援金等は6月まで延長

新型コロナの影響により事業主の指示で休業した労働者が休業手当を受けることができない場合に、労働者が直接申請することで休業前賃金の8割を支給する新型コロナ対応休業支援金等は、申請対象期間が本年6月末まで延長されています。

5月・6月分の支給上限額は原則、日額9900円に引下げられますが、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域において、知事の要請により時短営業等に協力する飲食店等の労働者の場合は、引き続き1万1000円が上限となります。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和3年4月から変わる中小企業向け「所得拡大促進税制」の概要

「所得拡大促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が国内雇用者 に対する給与等の支給額を前年度より増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

令和3年度税制改正において、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長されました。

これにより、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度（個人事業主は令和4年から令和5年までの各年）について、改正後の制度が適用されます。

※国内雇用者とは、法人又は個人事業主の使用人のうち、その法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。法人の役員及び役員の特権関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。

◆改正後の適用要件等（令和3年4月1日以後の開始事業年度から適用）

◎通常措置の適用要件

・雇用者給与等支給額※が前年度の雇用者給与等支給額（以下、比較雇用者給与等支給額）と比べて1.5%以上増加していること。

【雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額／比較雇用者給与等支給額 $\geq$ 1.5%】

※雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいい、その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額※を除く）がある場合には、その金額を控除した金額となります。

※雇用安定助成金額とは、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額です。

◎税額控除額

上記の適用の要件を満たす場合、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（以下、控除対象雇用者給与等支給増加額※）の15%を税額控除します。ただし、調整前法人税額（個人事業主の場合は調整前所得税額）の20%が上限です。

※控除対象雇用者給与等支給増加額の金額が調整雇用者給与等支給増加額※を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額となります。

※調整雇用者給与等支給増加額とは、雇用者給与等支給額や比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合に、雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除した金額）から比較雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除した金額）を控除した金額をいいます。

◎上乗せ措置

次のいずれも満たす場合は税額控除率が10%上乗せされ、25%となります。

・雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比べて2.5%以上増加していること。

【雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額／比較雇用者給与等支給額 $\geq$ 2.5%】

・次の、のいずれかを満たすこと。

①適用年度における教育訓練費の額が前事業年度における教育訓練費の額と比べて10%以上増加していること。

②適用年度終了日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされていること。

◆改正前の制度の概要

平成30年4月1日から令和3年3月31日までに開始される事業年度（個人事業主は令和元年から令和3年まで）は、以下の適用要件を満たす場合に、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%（上乗せ要件を満たす場合は25%）を税額控除します。

◎通常措置の適用要件

・雇用者給与等支給額が対前年度を上回っており、継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額と比べて1.5%以上増加していること。

◎上乗せ措置の適用要件

・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たすこと。

※継続雇用者とは、前年度から適用年度までの全ての月分で給与等の支給を受けている国内雇用者で、雇用保険の一般被保険者です。